

定 款

平成29年5月



豊かな社会、快適な生活を目指して

一般社団法人富山県繊維協会

一般社団法人富山県繊維協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県繊維協会(以下「協会」という)と称する。

(事務所)

第2条 この協会の主たる事務所を富山県小矢部市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、繊維及び繊維製品の情報の収集、技術交流、共同技術開発、製品発表会等を行い、これらの成果を県民に提供することにより、県民生活の向上と県経済の健全な繁栄及び業界の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 繊維及び繊維製品に関する知識を普及するため行う展示会、講演会の開催
- (2) 繊維及び繊維製品に関する苦情処理
- (3) 繊維及び繊維製品の生産、流通及び消費に関する調査、研究及び統計の作成
- (4) 繊維及び繊維製品に関する情報の収集及び提供
- (5) 繊維産業の振興に関する事業
- (6) 繊維産業に関する技術開発への支援
- (7) 繊維産業に必要な人材の育成
- (8) その他協会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同し、富山県において繊維又は繊維製品の製造、加工、販売、貿易その他繊維に関係ある事業を営む個人又は法人
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、その事業の推進を援助しようとする者
- (3) 特別会員 繊維業界と関係をもち協会の目的に賛同する者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費その他の拠出金品は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める所定の退会手続きにより、退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2)退会
- (3)解散又は事業の閉鎖
- (4)死亡(個人の場合)
- (5)除名

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額

- (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散
- (5)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決権等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の内から選出した議事録署名人2人が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 協会に、次の役員を置く。

(1)理事 12名以上22名以内

(2)監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 会長、常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を

報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第27条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は協会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 前項に定めるものの他、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)協会の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)公益目的支出計画実施報告書

(4)貸借対照表

(5)損益計算書(正味財産増減計算書)

(6)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(構成)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(事務局)

第41条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1人、その他職員2人以内を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、その他の職員は、会長が任免する。

(公告の方法)

第42条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、富山県において発行する北日本新聞に掲載する方法による。

第10 補則

(細則)

第43条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は西田明男とする。

附則

1. この定款は、平成29年5月19日から施行する。

会 費 徴 収 基 準

一般社団法人富山県繊維協会

(単位：円)

	従業員数	年会費
会 員	100名以上	72,600
	50名以上 100名未満	52,800
	10名以上 50名未満	33,000
	1名以上 10名未満	13,200

	役 職	年会費
役 員	会 長	120,000
	副会長	60,000
	理 事	40,000
	監 事	40,000

	役 職	年会費
賛 助 会 員		33,000